

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成23年5月26日

東広島市長 藏 田 義 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

マックスバリュ西条西店

(2) 所在地

東広島市西条町寺家3791番地1

2 変更に係る事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 廃棄物保管施設の位置

保管施設番号	変更前	変更後
4C	C棟建物内北側	C棟建物内西側

イ 駐車場の収容台数

位 置	収容台数	
	変更前	変更後
店舗敷地東側	161台	194台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ西日本株式会社	午前0時	午後12時
株式会社ハーティウオンツ	午前9時	午後9時
株式会社からすだ	午前9時	午前2時
勝原商事株式会社	午前9時	午後10時

(変更後)

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ西日本株式会社	午前0時	午後12時
株式会社ハーティウオンツ	午前9時	午後10時
株式会社からすだ	午前9時	午前2時
勝原商事株式会社	午前9時	午後10時

3 変更年月日及び変更の理由

(1) 廃棄物等の保管施設の位置

変更年月日	変更の理由
平成20年6月20日	売場の配置変更に伴い、廃棄物等の保管施設の配置を変更したため。

(2) 駐車場の収容台数

変更年月日	変更の理由
平成20年6月20日	店舗の増設により、必要となる駐車場の収容台数の増加に対応するため。

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

変更年月日	変更の理由
平成23年5月1日	営業時間を延長することにより、顧客の利便性の向上を図るため。

4 届出年月日

平成23年4月27日

5 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成23年5月26日(木)から同年9月26日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部商業観光課

東広島市西条上市町7番42号

6 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成23年9月26日(月)

(2) 提出先

東広島市産業部商業観光課